

山口県報

平成27年
5月26日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課).....一
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....一
- 告示
保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課).....二
- 道路の指定(建築指導課).....二
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....二
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....三
- 選管告示
政治団体の名称等.....三
- 政治団体の異動事項.....三
- 解散等に係る政治団体の名称等.....四
- 指定の取消しに係る資金管理団体の名称等.....四



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

溶接科短期コース	一〇人
CAD/CAM短期コース	一〇人

に改める。

溶接科短期コース

一〇人

を

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中「第六十条の二第一項第三号」の下に、「第六十条の三第一項ただし書」を加え、「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の表の改正規定(「第六十条の二第一項第三号」の下に、「第六十条の三第一項ただし書」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。



山口県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字平野字小浜一〇五六一の一四
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
岩国都市計画道路三三・三三・一岩国停車場中央通り線	岩国市麻里布町一丁目六の一	岩国市麻里布町一丁目六の一	一八・五	一〇〇・九	平成二七、五、二六
岩国都市計画道路三三・四・八昭和町藤生線	岩国市麻里布町一丁目六の一	岩国市麻里布町一丁目六の一	三三・三	五三・六	〃



(一六二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年五月二十六日から同年九月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドラッグストアモリ宇部沖ノ旦店
所在地 宇部市大字沖ノ旦八三一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
モリ 代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏 名 又 は 名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
モリ 代表者の氏名
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年一月九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二八九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（一） 駐車場の収容台数
五六台
（二） 駐輪場の収容台数
二〇台
（三） 荷さばき施設の面積

(四) 六五平方メートル
 廃棄物等の保管施設の容量
 六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ドラッグストアモリ

午前零時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十七年五月八日

(一六三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十七年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二四〇〇 一〇〇一六	AB五九三		その他	平成二五 一一二二	宮城県	外	岩手県市錦町宇佐郷 ブライアーズ株式 会社山口アイセン ター



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
中村充子後援会	中村 充子	平野 忠士	玖珂郡和木町和木4丁目/番9-12号		平成27、4、1

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党下関支部	代表者 会計責任者	友田 有	塩満 久雄	平成27、4、22
		福田 幸博	平岡 泰彦	
民主党山口県第1区総支部	代表者 の係る 公職の 種類		衆議院議員	〃
				〃
民主党山口県第2区総支部	代表者 の係る 公職の 種類		衆議院議員	〃
				〃

民主党山口県第4区総支部	国会議員関係の区分	国会議員関係の政治団体以外	法第7条第1項第1号に定める国会議員関係の政治団体	〃	〃	〃
重見秀和後援会	代表者である公職の係る公職の種類	重見 秀和	衆議院議員	〃	〃	20
俊光会	〃	高杉 敏也	牧野 敏也	〃	〃	13
日本農業政治連盟山口県支部	事務所	宇部市大字妻崎開作(〒50の1)	宇部市大字妻崎開作(〒50の1)	〃	〃	6
	名称	平岡秀夫後援会(秀友会)	秀友会	〃	〃	〃
	会計責任者	平岡 佳子	野村由巳子	〃	〃	〃
	事務所	岩国市車町4号 岩国市3番/4号	岩国市川下町4号 岩国市4番//	〃	〃	22
平岡秀夫後援会(秀友会)	国会議員関係の区分	国会議員関係の政治団体以外	法第7条第1項第1号に定める国会議員関係の政治団体	〃	〃	〃
	代表者である公職の係る公職の種類	—	衆議院議員	〃	〃	〃
松田規久夫後援会	代表者	大野 勝美	宮本 裕義	〃	〃	3

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十七年五月二十六日印刷
平成二十七年五月二十六日発行

発行人 山口県知事

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
伊藤みのるサポーターズクラブ	伊藤 博子	島中都志枝	山陽小野田市大字厚狭/20の26	平成27、3、31
俊光会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊/丁目6番/1号	〃 4、12
野村邦光後援会	野村 勲	野村 清美	玖珂郡和木町関ヶ浜/丁目5番23号	〃 3、31
平岡秀夫後援会	前 狭 茂樹	知利川政巳	岩国市川下町/丁目4番/1号	〃 4、20
吉田和幸後援会(新和会)	千葉 武彦	吉田 治重	下関市豊浦町大字川棚6066の1	〃 3、31

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった指定の取消しに係る選挙運動団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の指定の取消し者の氏名	公職の種類	資金	管理	団体	備考(届出年月日)
	衆議院議員	名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
平岡 秀夫	衆議院議員	平岡秀夫後援会(秀友会)	岩国市車町/丁目3番/4号	平岡 秀夫	平成27、4、22